平成２５年（フ）第２１１０号
北海道北広島市大曲末広６丁目５番地９
破産者　有限会社丹野板金工業
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
仙台市太白区長町８丁目５－５－205
破産者　株式会社プロスペリティ・オフィス
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
岡山市中区旭東町２丁目11番14号
破産者　杉之原良治
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９５号
福岡県筑紫野市天拝坂５丁目９番２号、商業登記簿上の本店所在地福岡県大野城市御笠川６丁目７番12号
破産者　株式会社ラディック
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６３号
横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地の１
破産者　株式会社ｙＬＩＮＥ
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９８１号
神奈川県大和市大和東１丁目12番４号
破産者　株式会社ノベルプランニング
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５５号
静岡市駿河区みずほ２丁目18番地の２　メゾンフルールＩ６号
破産者　有限会社中部情報機器サービス
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１号
福岡県飯塚市柏の森601番地の５
破産者　筑豊酒類販売株式会社
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４１号
福岡県飯塚市天道350番地
破産者　有限会社ギフトショップヨコタ
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県豊岡市庄311番地の１
破産者　被相続人亡田口敏光相続財産
１　決定年月日　平成26年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第８１８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目６番31号
破産者　有限会社ジェイ・シー・エスシステム
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９号
広島県尾道市高須町4755番地20ヤスラギ平谷２－102号
破産者　長濱工業株式会社
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２４年（フ）第２３２号
北海道上磯郡木古内町字鶴岡57番地の22
破産者　株式会社工藤工業
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
北海道亀田郡七飯町字上藤城39番地２
破産者　北日本陸運株式会社
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２６６３号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目21番10号
破産者　株式会社山口製作所
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４号
新潟県魚沼市中島字上羽根川126番地１
破産者　アイデック株式会社
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
長野県中野市西１丁目４番31号
破産者　有限会社ラッキー
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
栃木県宇都宮市鶴田町3120番地10
破産者　須田　健慈
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産廃止の申立てもなかった。
宇都宮地方裁判所第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県越谷市登戸町22番13号
破産者　石野　光徳
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
広島市西区横川町２丁目８番12－1402号
破産者　吉村　数夫
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部